

下関市立大学特任教員規則

令和2年6月26日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、下関市立大学に勤務する特任教員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において特任教員とは、公立大学法人下関市立大学との契約により次の各号に掲げる科目及び当該科目に関する業務を担当する講師として雇用され、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成19年規則第4号）が適用される者をいう。

- (1) 外国語
- (2) 日本語
- (3) 地域貢献に関する科目
- (4) キャリア教育に関する科目

(用語)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる科目及び当該科目に関連する業務を担当する者を語学特任教員という。

2 前条第3号及び第4号に掲げる科目及び当該科目に関連する業務を担当する者を業務特任教員という。

(任期)

第4条 特任教員の任期は、3年とし、再任することができる。ただし、再任した場合の任期は、2年を超えないものとする。

2 前項の規定に基づき業務特任教員を再任する場合の任期は、当該再任前までの任期を通算して5年を超えないものとする。

(業務内容)

第5条 語学特任教員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 授業を半期で原則7コマ担当すること。
- (2) 研究を行うこと。
- (3) 必要に応じて学内運営に携わること。
- (4) 必要に応じて地域貢献活動に携わること。

2 業務特任教員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 授業を行うこと（担当する授業は別に定める。）。
- (2) 研究を行うこと。
- (3) 担当する科目に関連する学内運営に携わること。

(4) 必要に応じて地域貢献活動に携わること。

附 則

- 1 この規則は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 下関市立大学特任教員選考規程（平成19年規程第95号）は、廃止する。